

# 第6次清里町総合計画の 策定状況をお知らせします

6月23日から25日の3日間  
で第6次清里町総合計画策定  
審議会の分散グループ会議を  
開催しました。

新型コロナウイルス対策の  
「新しい生活様式」を取り込  
むこととあわせて、分野別の  
グループ会議を7分野10のグ  
ループに分けて行いました。  
7分野は、農業、商工観光業、  
学校教育、文化・スポーツ、  
保健・医療・福祉、生活環境・  
基盤、コミュニティなどに区  
分され、それぞれの課題につ  
いて、清里町の強みや弱みに  
ついて意見交換を行いました。  
この意見の取りまとめから、  
総合計画における基本目標を  
見出し、さらに審議会におい  
て、策定をすすめます。

■問い合わせ  
企画政策課  
まちづくりグループ  
☎ 25-2135



学校教育グループ



農業グループ



生活環境・基盤グループ



保健・医療・福祉グループ

## 美しいまち通信

清里町の地域資源

- ①斜里岳のすそ野に広がる防風林の農村景観
- ②斜里川が育んだ豊かな水と森林資源
- ③大規模穀物栽培が育てた循環型農業



「日本で最も美しい村」オフィシャルガイドブックが発行されています

失ったら二度と取り戻せない日本の農山漁村の景観・文化を守りつつ、最も美しい村としての自立を目指す運動を支援するため、2005年に「日本で最も美しい村」連合は発足されました。

「自然と人間の営みが長い年月をかけて作り上げた本当に美しい日本を未来に残したい、小さくてもオンリーワンの輝きを持つ日本の美しい村を。」それを理念とした「日本で最も美しい村」オフィシャルガイドブックの最新版が今年の3月に発行されました。

ご興味のある方は書店、図書館などでお求めください。



■問い合わせ

「日本で最も美しい村」連合 清里事務所  
(企画政策課まちづくりグループ ☎ 25-2135)

**税情報**

今月は固定資産税などの納付月です

今月は、固定資産税(2期)、国民健康保険税(3期)と後期高齢者医療保険料(2期)を納付する月です。

忘れずに納めてください。  
**納期限** 8月31日(月)

**納付場所**

○役場出納窓口

○札弦支所

○緑支所

○納付書記の金融機関

また、国民健康保険税(1期・2期)、町道民税(1期)、固定資産税(1期)、軽自動車税種別割(全期)、後期高齢者医療保険料(1期)の納期が過ぎていきます。納め忘れていた方は、早急に納めてください。

**詳細**

町民課税務・収納グループ

☎25-2136



**絶対にキツネに餌を与えないでください**

最近、住宅地でパンをくわえたキツネが何度も目撃されています。

キツネはエキノコックスと呼ばれる寄生虫を持っており、感染したキツネや糞に触れて寄生虫が体内に入ると、エキノコックス症にかかり、肝機能障害を引き起こします。

○餌を与えるなどキツネを近づけるような行為をしない。  
 ○キツネの餌になる生ゴミや残飯を外に放置しない。  
 ○生ゴミや残飯をコンポストに入れる場合は、掘り起こされないよう管理を徹底する。

同様に、狸などの野生生物、野良犬、野良猫にも餌付けしないでください。

**問い合わせ**

産業建設課産業振興グループ

☎25-2153

町民課町民生活グループ  
 ☎25-3571

**福祉情報**

清里町保健福祉計画策定委員会委員を公募します

高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画、障がい者計画および障がい者(児)福祉計画の策定、見直しを行うため、策定委員を公募します。

**審査事項**

○高齢者、障がい者(児)の保健福祉施策

○サービス利用状況の評価

○サービス提供の計画

○費用の見込みと保険料の算定(介護保険)

**募集人数** 2名

**任期**

令和2年9月から当該計画策定の日まで

**報酬** 無報酬

**応募資格**

○清里町に住所を有する方

○他の審議会などの公募委員でない方

○原則として平日(18時~20時)の開催を想定)の会議に出席できる方

**応募方法**

**ごみの収集・受入業務を休みます**

8月25日(火)は、ごみの収集と清掃センターでの受入業務が休みとなります。

休みに伴い、次のとおり一部地区の収集日が変更となりますので、お間違いないようお願いいたします。

「ごみ分別収集予定表」にも記載していますので、ご参照ください。

**市街地区**【羽衣町第1・羽衣町第2・羽衣町第3・水元町第1・水元町第2・商工団地・向陽北】

燃やせるごみ

8月26日(水) ○

8月25日(火) ×

**詳細**

町民課町民生活グループ

☎25-3577

**墓地の一斉清掃を行います**

お盆を迎えるにあたり、お墓参りに訪れる方が増えることから、墓地の一斉清掃を行います。

墓地使用者の皆さんによる

○保健福祉課に設置している「応募申込書」に応募の動機や抱負などを記入して提出してください(清里町のホームページからもダウンロードできます)。

**応募期限**

8月17日(月)まで

※「清里町まちづくり参加条例」に基づく会議の公開や町民の意見提出手続き(パブリックコメント)により、多くの町民の皆様の意見を反映することとしています。策定委員は学識経験者、保健福祉医療の関係機関・団体の代表者と公募委員で構成されます。

**詳細・応募先**

保健福祉課福祉介護グループ(保健センター内)

☎25-3847



草取りとごみ拾いを行い、墓地用地を綺麗にしましょう。また、お墓に供えた菓子や花などは必ず持ち帰ってください。

今後も、墓地管理の徹底をお願いいたします。

**日時**

8月7日(金) 午前6時~

8月21日(金) 午前6時~

**場所**

上斜里・向陽・神威・札弦(丸山)・青葉の各墓地

**持ち物**

鎌・ほうき・ヒバサミ・車手ごみ袋などを各自で用意してください。

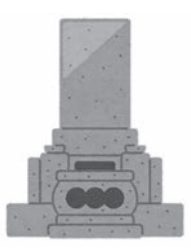
※墓地使用者は、必ず参加してください。

※集めたごみは、1箇所にまとめて置いてください。

**詳細**

町民課町民生活グループ

☎25-3577



**生活情報**

きよさとこころの電話カウンセリングのご案内

職場や家庭、ご自身などこころの悩みについて、今年度より公認心理師や臨床心理士などの心理カウンセラーによる無料電話カウンセリングを行っています。

清里町にお住まいの方であれば、どなたでも左記の専用ダイヤルにて相談できます。

※通話料は無料です

**相談受付時間**

平日 午前9時~午後5時

きよさとこころの電話カウンセリング  
 メンタルヘルスのカウンセリングサービス

職場の悩み 家庭の悩み ご自身についての悩み

通話料 無料

0120-460-277

受付時間 平日9:00~17:00

- 公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士などの心理カウンセラーによる電話カウンセリングを行います。
- 「死にたい」「自分を傷つけたい」等の相談に対する速やかな公的窓口案内、医療機関案内および通院継続の促進を行います。

※ご相談はすべて発信番号通知の上とし、20分程度の相談となります。  
 ※ご利用には条件がございますのでご利用の際、お問い合わせください。

清里町保健福祉課保健グループ (委託先: ティーベック)

**お問い合わせ**

保健福祉課保健グループ

☎25-3850



**橋梁補修工事に伴う交通規制を行います**

橋梁の補修工事のため、道路の交通規制を行います。北橋の通行ができなくなります。

地域の皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

**規制内容** 通行止め

**路線名** 町道13号道路

**規制箇所** 北橋

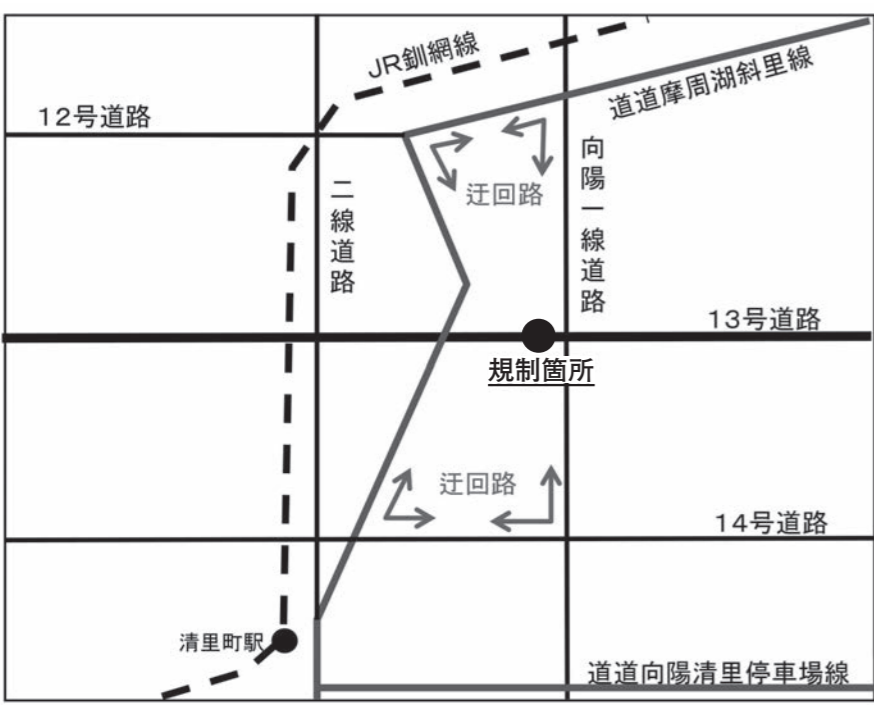
**期間**

8月17日(月)~11月30日(月)

**詳細**

産業建設課建設グループ

☎25-3572



## 中小企業経営安定化支援事業のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、営業収入が減少した町内中小企業（商工業を主たる事業として営んでいる事業者）に対して、経営費などの一部を補助しています（申請書などの詳細は広報きよさと7月号のくらしの情報広場欄をご覧ください）。

### 経営安定化支援事業 （申請期限 8月31日）

#### ■対象要件など

- ①令和2年6月から7月までの期間で各前年同月の売上などの比較で、10%以上減少している事業者
- ②前年売上高を12で除した額が50万円を超える事業者および清里町より受託した指定管理、管理業務などに関する事業者は除く

#### ■補助金額

- 減少割合10%～50%未満（各月）  
↓減少額の30%
- 減少割合50%以上（各月）  
↓減少額の50%

※各月の補助金の上限額は20万円

### 経営費支援事業 （申請期限 8月31日）

#### ■対象要件など

- ①宿泊業、飲食店、観光案内業を営んでいる事業者
- ②令和2年6月から7月までの期間で各前年同月の売上高などの比較において、15%以上減少している事業者
- ③前年売上高を12で除した額が50万円を超える事業者および清里町より受託した指定管理、管理業務などに関する事業者は除く

#### ■補助金額

- 対象月の前年経営費（光熱水費、通信費、損害保険料、地代家賃、器具借上料）の90%

※各月の補助金の上限額は30万円

### 雇用維持等支援事業 （申請期限 9月30日）

#### ■対象要件など

- 令和2年2月から7月までの期間で各前年同月の売上高などの比較において、10%以上減少している事業者
- 前年売上高を12で除した額が50万円を超える事業者（ほかの清里町中小企業安定化支援事業の対象でない、または補助を受けていない事業者）

#### 事業者

- 清里町より受託した指定管理、管理業務などに関する事業者は除く
- 申請時において、現に営業を行っており、今後も営業および雇用を継続する事業者（原則令和2年4月1日より1年以上営業・雇用を維持、ただし自己都合退職者を除く）

#### ■補助金額

- 基本額 10万円
- 従業員割（令和2年3月末日現在の常勤雇用数。ただし、役員、専従者は除く）  
1人当たり5万円  
※上限20人分100万円

※補助金は1回限り。基本額と従業員割を合わせた上限額は110万円

#### ■申請書受付窓口

- 清里町商工会
- ☎25-2628

#### ■問い合わせ

- 清里町商工会または企画政策課地域振興グループ
- ☎25-3601

## 学生等応援特別給付金の申請は9月30日まで

新型コロナウイルス感染症の影響により、遠方などで不安定な学生生活を過ごしている修学中の学生などに対し、町から「清里町学生等応援特別給付金」を支給し、学生生活を応援します。

### ■支給対象者（申請者）

- 令和2年7月1日時点で町内に住所を有する住民の19歳以上の子弟などで、次のいずれかの学校などに就学している方（学生などは、一度でも住民登録がされていること）。
- ①高等学校に就学する者（18歳までの高校生は、子育て世帯応援特別給付金の対象になります）
- ②大学、短期大学、専門学校、高等専門学校、またはこれと同等以上の学校に就学する者
- ③予備校などに通学している者

### ■給付額

- 高等学校 1人につき3万円
- 大学など 1人につき5万円

### ■申請に必要なもの

- 申請書（フナネット97、各支所にあります。また、ホームページからもダウンロードできます）
- 印鑑
- 在学証明書または学生証などの写し
- 通帳またはキャッシュカードの写し

### ■申請方法

- 生涯学習課学校教育グループ（フナネット97）へ郵送または持参提出
- 代理申請  
家族の方が代理で申請できます。

### ■給付方法

- 支給対象者本人名義の銀行口座へ振り込み

### ■申請期間

- 7月1日（水）から9月30日（水）まで

### ■問い合わせ

- 生涯学習課学校教育グループ（フナネット97内）
- ☎25-2139

## 「国民年金保険料の追納制度」をご利用ください

国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間（免除等期間）がある場合は、年金の受給資格期間に算入されても、保険料を全額納付した場合と比べて65歳から受けられる老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

### ■保険料の納付猶予期間（50歳未満の方）および学生納付特例の期間は、年金受給額に反映されません。また免除後の保険料納付期間は、全額保険料納付期間と比べ年金額への反映割合が少なくなります（反映割合は広報6月号に掲載しています）。

- 将来受け取る老齢基礎年金の年金額を満額に近づけるために、10年以内であれば、免除および納付猶予期間の保険料をさかのぼって「追納」することが出来ます。また、追納保険料は社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税の軽減（確定申告または年末調整の手続きが必要）が受けられます。

### ■追納に関する注意点

- 保険料の追納を行うには申込みが必要です。
- 追納の承認後に年金機構から発行される納付書によりお支払いが出来ます（口座振替やクレジット納付はできません）。
- 追納できるのは承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。
- 原則として古い月の期間から順に保険料を納付します。
- 一部免除（4分の3・半額・4分の1）を受けた期間は納付すべき保険料を納めていなければ追納することはできません。
- 免除などを受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。
- 追納額は「日本年金機構ホームページ」でご確認ください。

※年金手帳、マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類、印鑑をお持ちください。

### ■申込先

- 北見年金事務所（国民年金課）
- ☎0157-2519635
- 町民課町民生活グループ（戸籍年金担当）
- ☎25-2157



### 町内公共施設などの利用制限を継続します

新型コロナウイルス感染症防止対策における各施設の利用につきましては、6月27日の新聞折込みやホームページでお知らせしていますが、現在の感染症の発生状況から、当面は利用の人数制限などを継続しますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

- 問い合わせ  
清里町新型コロナウイルス対策本部（総務課）  
☎25-2131

新型コロナウイルスの影響で落ち込んだ消費を喚起し、地元消費の拡大と地域経済の活性化を図るため、町内で買い物や食事をして、地元の事業者を応援しましょう！

### 新北海道スタイル推進協議会の会員募集中

北海道では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動を両立し、ライフ&ビジネススタイルを変えていく「新北海道スタイル」の実践、定着を進めるため、「新北海道スタイル推進協議会」を設立しました。協議会には町も参加しており、「新北海道スタイル」の推進と一緒に取り組んでいただける方であれば、事業者、団体、個人など、どなたでも入会（会費は無料）出来ます。詳しくは下記にお問い合わせください。

- 新北海道スタイル推進協議会事務局  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
☎011-206-0287（直通）  
FAX 011-232-1104

## あたたかなお気持ちありがとうございます

### 介護老人保健施設へ寄付

- 【お品物】**  
 阿部 守さん（羽衣町南）  
 芳野 悟さん（羽衣町第2）  
 松木 サチエさん（向陽東）  
 荒木 義雄さん（向陽北）  
 美馬 廣子さん（向陽北）  
 樫村 スミ子さん（札弦町第1）  
 富樫 恵子さん（斜里町）

### 特別養護老人施設へ寄付

- 【寄付金】**  
 芳野 悟さん（羽衣町第2）  
 菊池 邦典さん（新町）  
 高橋 榮子さん（江南東）

### 社会福祉協議会へ寄付

- 【寄付金】**  
 小形 幸治さん（羽衣町南）  
 芳野 悟さん（羽衣町第2）  
 太田 幸夫さん（向陽中）  
 高橋 榮子さん（江南東）

### 清里町へ寄付

- 【寄付金】**  
 清里町農業協同組合  
**【お品物】**  
 大豆生産組合



## 町営住宅の入居者を募集します

### ■申込期間

8月3日（月）～8月13日（木）

入居申込者に応じて、申込み時に必要となる書類が異なりますので、お早めの相談をお願いいたします。

公営住宅は一定所得を超える場合は申込みできません。また、所得に応じて4段階の住宅使用料が設定されます。（入居後に所得が基準額を超える場合は記載以上の住宅使用料となります）

青葉団地・札進団地・札南団地・羽衣第2団地のお部屋については、申込み後に修繕を行うため、2か月程度時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

### ■入居資格

- ① 収入基準を満たしている方
- ② 住宅に困窮していることが明らかである方
- ③ 単身向け住宅については、入居時の年齢が59歳以下の方
- ④ 世帯向け住宅については、

同居親族のある方

⑤ 高齢者向け住宅については概ね65歳以上で体が虚弱な方を有する世帯

※上記以外にも入居資格がありますので、詳しくは窓口でご相談ください。

### ■住宅使用について

ペット（犬・猫などの小動物）の飼育は禁止しています。また、駐車場は各戸につき1台分です。

### ■問い合わせ

町民課町民生活グループ  
 ☎25-3577



### 公営住宅

団地名	住所	対象世帯	間取り	部屋番号	月額住宅使用料
青葉団地	緑町 22 番地 5	一般世帯向け ※単身入居要件有	3DK	242号	8,800円～13,100円
				238号	8,600円～12,800円
			2DK	268号	5,700円～8,500円
				212号	4,300円～6,500円
札進団地	札弦町 51 番地 2	一般世帯向け ※単身入居要件有	2DK	212号	4,300円～6,500円
札南団地	札弦町 36 番地 3		3DK	221号	6,000円～8,900円
羽衣第2団地	羽衣町 39 番地 173	一般世帯向け	3LDK	92-24号	19,700円～29,300円
さくらんぼ団地	水元町 35 番地 5			93-39号	19,900円～29,600円
				93-43号	
				95-56号	20,300円～30,300円
				95-59号	
				96-60号	

### 特定公共賃貸住宅

団地名	住所	対象世帯	間取り	部屋番号	月額住宅使用料
さつつる団地	札弦町 316 番地 5	単身者向け	1LDK	96-641号	21,000円
				96-645号	
ふれあい団地	羽衣町 39 番地 4	単身者向け	1LDK	98-654号	21,000円
さくらんぼ団地	水元町 35 番地 5	一般世帯向け	3LDK	97-720号	41,000円

### 地域優良賃貸住宅

団地名	住所	対象世帯	間取り	部屋番号	月額住宅使用料
ひまわり団地	羽衣町 27 番地 26	単身者向け	1LDK	08-750号	23,000円

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

### 児童扶養手当

#### ■児童扶養手当とは

ひとり親家庭またはこれに準ずる家庭の養育者に支給される手当です。

#### ■手当を受給できる方

○父母が婚姻を解消した児童の父または母、もしくは養育者

○父または母が死亡した児童の父または母、もしくは養育者（年金を受給していない場合）など

※所得制限があります。一定以上の所得がある場合、手当額の一部もしくは全部が支給されない場合があります。

#### ■手当月額

○児童1人の場合  
 全部支給 4万3千160円  
 一部支給 4万3千150円（1万800円（所得に応じて決定されます））

※2人目以降の児童につきましては、所得に応じて一定の額が加算されます。

○既に受給されている方は、

### 児童扶養手当

#### ■児童扶養手当受給者の方

○提出書類 現況届  
 ○提出期間 8月3日（月）～8月31日（月）  
 提出がない場合、8月以降の手当を受けることができない場合があります。

■手当の受給期間が5年以上などの要件に該当する方  
 ○提出書類 現況届、一部支給停止適用除外事由届  
 ○提出期間 8月3日（月）～8月31日（月）  
 提出がない場合、手当額の全部または全部が停止される場合があります。

※現況届・一部支給停止適用除外事由届は対象となる方に個別に送付します。

○既に受給されている方は、所得状況届の提出が必要です。

#### ■特別児童扶養手当受給者の方

○提出書類 所得状況届  
 ○提出期間 8月12日（水）～9月11日（金）  
 提出がない場合、8月以降の手当を受けることができない場合があります。

※所得状況届は対象となる方に個別に送付します。

■問い合わせ・提出先  
 保健福祉課子ども・子育てグループ（子育て支援センター内） ☎25-2100